

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（天敵農薬）（案）

今般、登録申請されている次頁の農薬のアカメガシワクダアザミウマ及びリモニカスカブリダニについては、下記のとおり、その使用方法等から、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められることから、「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2. ②及び「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて」（平成24年2月24日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第29回）修正了承）2に基づき、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を行う必要がない農薬とする。

なお、今後、登録申請されている内容と異なる内容が登録申請された場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について検討することとする。

記

アカメガシワクダアザミウマ及びリモニカスカブリダニは陸生の捕食性天敵（昆虫）である。その生物学的性質及び生態から水中で生存できないため生きたまま水系に流出する可能性は極めて低く、また「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）における別表2「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当することから、環境中予測濃度算定に関する試験成績の提出が免除されているため。

天敵農薬の概要

一般名	学名	分類		捕食性又は寄生性	用途	適用作物	水田適用
アカメガシワクダアザミウマ	<i>Haplothrips brevitubus</i> (Karny)	昆虫	アザミウマ目	捕食性	殺虫剤	野菜類（施設栽培）	無
リモニカスカブリダニ	<i>Amblydromalus limonicus</i> (Garman & McGregor)	昆虫	ダニ目	捕食性	殺虫剤	野菜類（施設栽培）	無